

消防用設備等の試験基準

- 第 1 消火器具の試験基準
- 第 2 屋内消火栓設備の試験基準
- 第 3 スプリンクラー設備の試験基準
- 第 4 水噴霧消火設備の試験基準
- 第 5 泡消火設備の試験基準
- 第 6 不活性ガス消火設備の試験基準
- 第 7 ハロゲン化物消火設備の試験基準
- 第 8 粉末消火設備の試験基準
- 第 9 屋外消火栓設備の試験基準
- 第 10 動力消防ポンプ設備の試験基準
- 第 11 自動火災報知設備の試験基準
- 第 12 ガス漏れ火災警報設備の試験基準
- 第 13 漏電火災警報器の試験基準
- 第 14 消防機関へ通報する火災報知設備の試験基準
- 第 15 非常警報設備の試験基準
- 第 16 避難器具の試験基準
- 第 17 誘導灯及び誘導標識の試験基準
- 第 18 消防用水の試験基準
- 第 19 排煙設備の試験基準
- 第 20 連結散水設備の試験基準
- 第 21 連結送水管（共同住宅用連結送水管）の試験基準
- 第 22 非常コンセント設備（共同住宅用非常コンセント設備）の試験基準
- 第 23 無線通信補助設備の試験基準
- 第 24 非常電源（高圧又は特別高圧で受電する非常電源専用受電設備）の試験基準
- 第 25 非常電源（低圧で受電する非常電源専用受電設備（配・分電盤等））の試験基準
- 第 26 非常電源（自家発電設備）の試験基準
- 第 27 非常電源（蓄電池設備）の試験基準
- 第 27 の 2 非常電源（燃料電池設備）の試験基準
- 第 28 配線の試験基準
- 第 29 総合操作盤の試験基準
- 第 30 パッケージ型消火設備の試験基準
- 第 31 パッケージ型自動消火設備の試験基準
- 第 32 共同住宅用スプリンクラー設備の試験基準
- 第 33 共同住宅用自動火災報知設備の試験基準
- 第 34 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の試験基準
- 第 35 特定小規模施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第 36 加圧防排煙設備の試験基準
- 第 37 複合型居住施設用自動火災報知設備の試験基準
- 第 38 特定駐車場用泡消火設備の試験基準

第 6 不活性ガス消火設備

不活性ガス消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
貯 蔵 消 火 剤 等			目視により確認する。	消火剤の種別は、防火対象物又はその部分の別により所定のものが使用されており、かつ、二酸化炭素にあつては規定量以上。その他の消火剤にあつては規定の範囲内の量であること。
貯 蔵 容 器 等	設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
		表 示 ・ 標 識		適正に設けてあること。
	機 器	貯 蔵 容 器	目視により確認する。	高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		表 示		貯蔵容器の見やすい箇所に、充てん消火剤量、消火剤の種類、製造年及び製造者名が表示されていること。ただし、二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器は、消火剤の種類を表示する必要はない。
		充 て ん 比 等	目視により確認する。	a 二酸化炭素を放射する高压式のものにあっては 1.5 以上 1.9 以下、低压式のものにあっては 1.1 以上 1.4 以下であること。 b 窒素、I G 55 又は I G 541 を消火剤とする場合にあっては、貯蔵容器の充てん圧力が、温度 35 度において 30.0MPa 以下であること。
		容 器 弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		容 器 弁 開 放 装 置		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。
		安 全 装 置 ・ 破 壊 板		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
起 動 用 ガ ス 容 器	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。
	機 器	構 造 等	目視により確認する。	a 内容積は、1ℓ以上であること。 b 二酸化炭素の量は、0.6kg 以上であること。 c 充てん比は、1.5 以上であること。 d 高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。
		容 器 弁		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
選 択 弁	設 置 場 所 等	設 置 場 所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。
		表 示		選択弁又はその直近に選択弁である旨及びどの防護区画又は防護対象物の選択弁であるかの表示が設けてあること。
	機 器	導 管 接 続 部 等		起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく、確実に接続されていること。

		構 造			消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
標 識	設 置 場 所 等	設 置 場 所		目視により確認する。	全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）にあっては、貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に設けられていること。	
		表 示			a 日本産業規格 A8312 (2021) の図 A. 1 (一辺の長さが 0. 3m 以上のものに限る。)が表示されていること。 b 次の事項が表示されていること。 (a) 二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。 (b) 消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入ってはならないこと。ただし、消火剤が排出されたことを確認した場合は、この限りでない。	
起 動 装 置	手動起動装置	設置場所等	設置場所	目視及びスケール等を用いて確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。	
			設置位置		一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。	
			設置高さ		操作部は、床面からの高さが 0. 8m 以上 1. 5m 以下の位置に設けてあること。	
			設備表示		直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備手動起動装置」等の表示が設けてあること。	
			取扱表示		起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。	
		機 器	塗 色 等	目視により確認する。	外面は、赤色で、著しい損傷がなく、扉の開閉が確実に行えるものであること。	
			防護措置		扉は、封印されていること。	
			表 示 灯		電気式のものには、電源表示灯が設けてあること。	
			ス イ ッ チ		a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること。 c 非常停止用スイッチが設けられていること（局所放出方式専用のものを除く。）。 d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。	
	自動起動装置	設 置 場 所 等	目視により確認する。		a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる箇所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。	
			機 器	自動・手動切替装置	目視により確認する。	電源表示及び自動・手動切替装置が設けられていること。
				構 造 等		a 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。 b 自動手動切替表示灯が設けられていること。
感 知 器				a 自動火災報知設備試験に準じて判定すること。 b 2 以上の感知器回路が設けられていること。		
緊 急 停 止 装 置		目視により確認する。		全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）にあっては、適正に設けられていること。		

警 報 装 置	設 置 位 置		目視により確認する。	防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。
	機 器	警 報 方 式	目視により確認する。	全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物（二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、自動式の起動装置を設けたものを設置したものを除く。）を除き、音声によるものであること。
		音声再生装置の設置場所		音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。
		構 造 ・ 性 能		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
制 御 装 置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。 c 地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。 d 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）にあっては、設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書が備えてあること。
	機 器 等	制 御 盤	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		表示灯・スイッチ類	目視により確認する。	電源を確認する表示灯、復旧スイッチが設けてあること。
		防 護 措 置	目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護措置が講じてあること。
		遅 延 装 置		二酸化炭素を放射する全域放出方式のものにあっては、起動装置の作動から消火剤の放出までの時間が 20 秒以上となる遅延装置が設けられていること。
		自 動 ・ 手 動 切 替 装 置		a 自動手動切替表示灯が設けられていること。 b 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
配 管 ・ バルブ類	設 置 状 況		目視により確認する。	変形、損傷、つぶれ等がなく接続が確実であること。
	配 管 経 路		目視により確認する。	集合管、分岐管等の管及びバルブ類の配管経路は、適正であること。
	操 作 管 ・ 逆 止 弁		目視により確認する。	逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	閉 止 弁 (二酸化炭素を放射するものに限る。)	設 置 場 所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所であること。
		表 示		閉止弁又はその直近に閉止弁である旨及び常時開、点検時開の表示が適正に設けてあること。
		配管・配線接続部		確実に接続されていること。

	機 器 構 造		a 全域放出方式のもの 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 b 全域放出方式以外のもの (a) 直接操作又は遠隔操作により、開放又は閉止できること。 (b) 遠隔操作のできるものは、直接操作によっても操作できること。 (c) 開放及び閉止の旨の信号を外部に発するスイッチ等が設けられていること。
構 造 ・ 材 質		目視により確認する。	a 鋼管にあつては、J I S G 3454 の S T P G 370 又はこれと同等以上の強度を有するもので亜鉛メッキ等で防食処理をしたもので次のとおりとすること。 (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、呼び厚さでスケジュール 80 以上 ② 低压式は、呼び厚さでスケジュール 40 以上 (b) 窒素、I G 55 及び I G 541 を放射するもの ① 呼び厚さでスケジュール 80 以上。ただし、圧力調整装置の二次側配管は、40℃における最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等で防食処理をしたもの)を用いることができる。 ② 配管に選択弁等を設ける場合は、貯蔵容器から選択弁までの間に 40℃における内部圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等による防食処理を施したものに限る。)を用いることができる。 b 銅管にあつては、J I S H 3300 のタフピッチ銅、又はこれと同等以上の強度を有するもので次のとおりとすること。 (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、16.5MPa 以上の圧力に耐えるもの ② 低压式は、3.75MPa 以上の圧力に耐えるもの (b) 窒素、I G 55 及び I G 541 を放射するもの ① 16.5MPa 以上。ただし、圧力調整装置の二次側配管は 40℃における最高調整圧力に耐える強度を有する銅管とすることができる。 ② 配管に選択弁等を設ける場合は、選択弁までの部分には、40℃における内部圧力に耐える強度を有する銅管とすることができる。 c 管継手にあつては次のとおりとし、適切な防食処理を施したもの (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、16.5MPa 以上の圧力に耐えるもの ② 低压式は、3.75MPa 以上の圧力に耐えるもの (b) 窒素、I G 55 及び I G 541 を放射するもの 前 b(b) の例によること。 d 落差は 50m 以下であること。
口 径 使 用 数 等		目視により確認する。	管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりであること。
安 全 装 置 等		目視により確認する。	選択弁、閉止弁等を設けるものにあつては、貯蔵容器から選択弁、閉止弁等までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。

噴射 ヘッ ド	設 置 位 置		目視により確認する。	有効に消火できるように設けてあること。
	構 造 ・ 性 能			消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
防 護 区 画 等	防 護 区 画		目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。
	開 口 部 の 自 動 閉 鎖 措 置		目視により確認する。	a 二酸化炭素を放射するものにあつては、床面からの高さが階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。 b 窒素、 I G 55 及び I G 541 を放射するものにあつては、開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。
	消 火 剤 を 付 加 す る 開 口 部 面 積 (二酸化炭素を放射するものに限る。)		目視により確認する。	開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。
	消 火 剤 流 出 防 止 措 置		目視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。
	開 口 部 の 位 置 (二酸化炭素を放射するものに限る。)		目視により確認する。	開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の場所に面して設けてないこと。
	消 火 剤 排 出 措 置		目視により確認する。	放出した消火剤及び燃焼ガスを安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
	圧 力 上 昇 防 止 措 置		目視により確認する。	窒素、 I G 55 又は I G 541 を放射する全域放出方式の設備には当該区画の内圧力の上昇を防止するための措置がなされていること。
	防護区画に隣接する部分の保安措置 (二酸化炭素を放射するものに限る。)	消 火 剤 等 排 出 措 置	目視及び着工届等により確認する。	a 設定範囲が、適正であること。 b 流入した消火剤を安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
		放 出 表 示 灯		設置場所が適正であり、文字の不鮮明な部分がないこと。
警 報 装 置		設置場所が適正であり、確実に取り付けてあること。		
電 源	常 用 電 源		目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。
	非 常 電 源 の 種 別		目視により確認する。	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。
ノ ズ ル ・ ホ ー ス 等	設 置 位 置		目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。
	構 造 ・ 性 能			ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	表 示 灯 ・ 標 識			a 設置位置が、適正であること。 b 赤色の灯火及び移動式の不活性ガス消火設備である旨を表示した標識が、適正に設けられていること。
耐 震 措 置			目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源には、地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。

イ 機能試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準
作 動 試 験	制 御 装 置 試 験	A N D回路制御機能作 動状況（二酸化炭素を放 射するものに限る。）	容器弁開放装置を起動用ガス容器 から取り外し、手動起動装置若しくは 制御盤を操作し、又は自動起動装置に あつては感知器等を作動させ、これら の作動状況を確認する。この場合、自 動起動装置を有するものにあつては、 自動及び手動に切り替えて試験する こと。 （遅延時間の作動時限は、手動式起 動装置の点検方法により行い、放出用 押ボタン操作後、容器弁開放装置の作 動までの時間を測定する。）	二以上の火災信号により起動すること。
		遅 延 時 間		二酸化炭素を消火剤とするものにあつては、作動時限は 20 秒以上で、その他 の消火剤を用いるものにあつては、防護区画を構成するのに必要な最少限の時間 で、設計時の設定値の範囲内であること。 注:装置を作動させるときは、必ず、容器弁開放装置を取り外して行うこと。
		緊急停止装置作動状況		遅延装置の設定時間内に非常停止用スイッチを操作した場合、緊急停止装置が 作動し、容器弁又は放出弁が開放しないこと。
		音響警報先行作動状況		放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置を作動操作した後でなければ操作 できないものであること。
		自動・手動切替作動状況		切替スイッチは、専用のものであり、切替は、カギ等により確実にできるもの であること。
		※異常信号 試験	短 絡 試 験	a 放出起動回路が作動しないこと。 b 起動回路短絡又は起動回路異常の旨を表示し、かつ、音響警報器が作動する こと。
			地 絡 試 験	起動回路地絡の旨の表示又は起動回路異常の旨の表示をし、かつ、音響警報器 が作動すること。
	音 響 警 報 装 置 試 験	起動装置による作動状況	手動起動装置によるものにあつては、 手動起動装置を操作することにより作 動状況を確認する。 自動起動装置によるものにあつては、 自動火災報知設備の感知器の作動試験 の方法に準じた試験方法により作動状 況を確認する。	手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。
		警 報 鳴 動 状 況		警報は、手動起動装置若しくは制御盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作 しない限り一定時間鳴動を継続すること。
		音 量		音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。
		音声警報装置作動状況		注意音を鳴動させた後に音声による警報が行えるものであること。
		自 動 警 報 作 動 状 況		手動起動装置の非常停止用スイッチ又は制御盤等の復旧スイッチが操作されて いた場合であっても、火災報知設備の感知器が作動した場合は、自動的に警報を 発するものであること。

容 器 弁 開 放 装 置 作 動 試 験		起動用ガス容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあつては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。この場合、自動起動装置を有するものにあつては、自動及び手動に切り替えて試験すること。	破開針等は、変形、損傷等がなく確実に作動すること。
選 択 弁 作 動 試 験		各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、電気式のものにあつては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	自動及び手動による作動が確実であること。
閉 止 弁 作 動 試 験 (二酸化炭素を放射するものに限る。)		閉止弁を直接操作で閉止し、作動状況を確認する。また、遠隔操作の閉止弁にあつては、遠隔操作で閉止し、作動状況を確認する。	制御盤及び手動起動装置(操作箱)に閉止の旨の点滅又は点灯の表示がされること。なお、表示が点灯の場合は、音響警報器が作動すること。
消 火 剤 排 出 試 験		当該排出装置の起動操作をする。	排出装置が正常に作動すること。
附 属 装 置 連 動 試 験	作 動 状 況	電気式のものにあつては起動装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いてそれぞれ換気装置等の停止、防火シャッター・防火ダンパー等の自動閉鎖機構の作動状況を確認する。	設定時間内に確実に作動すること。
	復 旧 操 作 状 況		防護区画外から復旧操作が容易に行えること。
放 出 表 示 灯 試 験		圧力スイッチ等を作動させること等により当該区画の表示灯の点灯状況を確認する。	防護区画の出入口等に設けられた放出表示灯が確実に点灯又は点滅すること。
防護区画に隣接する部分の保安措置試験(二酸化炭素を放射するものに限る。)	消 火 剤 排 出 状 況	(1)自然排気のものにあつては、目視により確認する。 (2)自然排気以外のものにあつては、操作により確認する。	自然排気以外のものは、機能が正常であること。
	放 出 表 示 灯 作 動 状 況	圧力スイッチ等を、手動で作動させるか又は制御盤内の、表示回路の端子を短絡させるなどにより確認する。	正常に点灯すること。
	警 報 装 置 作 動 状 況	感知器又は手動起動装置の警報操作を行い、鳴動確認する。	それぞれの防護区画の警報系統に誤りがなく、音量は、当該部分のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。
自 動 冷 凍 機 試 験	始 動 状 況	自動冷凍機の電動機を操作して貯蔵容器に取り付けられている温度計、圧	始動及び回転が円滑であること。
	電 流		電動機の運転時における電流値は、規定以内であること。

		温 度 ・ 圧 力 値	力計等により、自動冷凍機の起動及び停止時の作動状況の確認並びに電流値及び温度又は圧力の測定を行う。	電動機の起動及び停止時における温度又は圧力は、規定値以内であること。
--	--	-------------	---	------------------------------------

備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成 13 年消防庁告示第 38 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

試 験 項 目			試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準						
総 合 作 動 試 験	全域放出方式又は局所放出方式	選択弁作動状況・放出系路	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出により通気の状態、各部の状況等を確認する。 試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画の消火剤貯蔵量の 10%相当の量(二酸化炭素を放射するものにあつては消火剤貯蔵量 1kg 当たり又は窒素、 I G-55 又は I G-541 を放射するものにあつては消火剤貯蔵量 1m³ 当たりの量を下記の表により算定した量の窒素又は空気とする)以上の量を用いる。ただし、試験用ガス量は設置消火剤貯蔵容器 5 本を超えないこととすることができる。また、設置消火剤貯蔵容器を用いて試験を行う場合は、5 本を超えないこと。ただし、自動閉鎖装置がガス圧式の場合は、個々に確認することができる。	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出系路に誤りがないものであること。						
		通 気 状 況		試験用のガスの放出により通気が確実であること。						
		気 密 状 況		集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。						
		区画別貯蔵容器開放数		貯蔵容器の個数を選択して消火剤を放出するものにあつては、規定の数の貯蔵容器の開放装置が作動すること。						
		音響警報装置作動状況		音響警報装置の鳴動が確実であること。						
		放出表示灯点灯状況		当該区画における放出表示灯が点灯又は点滅すること。						
		附 属 装 置 作 動 状 況	<table><tr><td>二酸化炭素</td><td>55ℓ</td><td>窒素</td><td>100ℓ</td></tr><tr><td>IG-55</td><td>100ℓ</td><td>IG-541</td><td>100ℓ</td></tr></table>	二酸化炭素	55ℓ	窒素	100ℓ	IG-55	100ℓ	IG-541
二酸化炭素	55ℓ	窒素	100ℓ							
IG-55	100ℓ	IG-541	100ℓ							
移 動 式	移 動 式 作 動 状 況	放射は、試験用ガス(窒素又は空気)を用いて行うものとし、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器 1 本を用いて行う。設置消火剤貯蔵容器を用いて試験を行う場合は、ユニット 5 個以内ごとに 1 本を用いて行うこと。	ホース及びホース接続部から試験用ガスの洩れがないこと。							

新旧対照表

改正後					改正前						
第 6 不活性ガス消火設備 不活性ガス消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。 ア 外観試験					第 6 不活性ガス消火設備 不活性ガス消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる試験区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。 ア 外観試験						
試験項目			試験方法	合否の判定基準		試験項目			試験方法	合否の判定基準	
貯蔵消火剤等			目視により確認する。	消火剤の種別は、防火対象物又はその部分の別により所定のものが使用されており、かつ、二酸化炭素にあっては規定量以上。その他の消火剤にあっては規定の範囲内の量であること。		貯蔵消火剤等			目視により確認する。	消火剤の種別は、防火対象物又はその部分の別により所定のものが使用されており、かつ、二酸化炭素にあっては規定量以上。その他の消火剤にあっては規定の範囲内の量であること。	
貯蔵容器等	設置場所等	設置場所	目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。		設置場所等	設置場所	目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。		
		表示・標識		適正に設けてあること。					適正に設けてあること。		
	機器	貯蔵容器	目視により確認する。	高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。		機器	貯蔵容器	目視により確認する。	高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。		
		表示		貯蔵容器の見やすい箇所に、充てん消火剤量、消火剤の種類、製造年及び製造者名が表示されていること。ただし、二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器は、消火剤の種類を表示する必要はない。			貯蔵容器の見やすい箇所に、充てん消火剤量、消火剤の種類、製造年及び製造者名が表示されていること。ただし、二酸化炭素を貯蔵する貯蔵容器は、消火剤の種類を表示する必要はない。				
		充てん比等	目視により確認する。	a 二酸化炭素を放射する高压式のものにあっては 1.5 以上 1.9 以下、低压式のものにあっては 1.1 以上 1.4 以下であること。 b 窒素、I G 55 又は I G 541 を消火剤とする場合にあっては、貯蔵容器の充てん圧力が、温度 35 度において 30.0MPa 以下であること。			充てん比等	目視により確認する。	a 二酸化炭素を放射する高压式のものにあっては 1.5 以上 1.9 以下、低压式のものにあっては 1.1 以上 1.4 以下であること。 b 窒素、I G 55 又は I G 541 を消火剤とする場合にあっては、貯蔵容器の充てん圧力が、温度 35 度において 30.0MPa 以下であること。		
		容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。			容器弁	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		
		容器弁開放装置		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。			容器弁開放装置		容器弁開放装置は、容器弁に堅固に取り付けてあること。		
		安全装置・破壊板		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。			安全装置・破壊板		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		
起動用ガス容器	設置場所等		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。		起動用ガス容器	設置場所等		目視により確認する。	a 防護区画以外の場所であること。 b 温度変化の少ない場所であること。 c 直射日光及び雨水のかかるおそれの少ない場所であること。	
	機器構造等	目視により確認する。	a 内容積は、1ℓ以上であること。 b 二酸化炭素の量は、0.6kg 以上であること。 c 充てん比は、1.5 以上であること。 d 高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。		機器構造等		目視により確認する。	a 内容積は、1ℓ以上であること。 b 二酸化炭素の量は、0.6kg 以上であること。 c 充てん比は、1.5 以上であること。 d 高压ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。			

改正後						改正前					
選択弁		容 器 弁			消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。			容 器 弁			消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
	設置場所等	設 置 場 所		目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。	設置場所等	設 置 場 所		目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所に設けてあること。	
		表 示			選 択 弁 又 は そ の 直 近 に 選 択 弁 で あ る 旨 及 び ど の 防 護 区 画 又 は 防 護 対 象 物 の 選 択 弁 で あ る か の 表 示 が 設 け て あ る こ と 。						
	機 器	導 管 接 続 部 等			起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく、確実に接続されていること。		機 器	導 管 接 続 部 等		起動用導管の結合部は、亀裂、変形等がなく、確実に接続されていること。	
構 造		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	構 造		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。						
標 識	設置場所等	設 置 場 所		目視により確認する。	<u>全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）にあつては、貯蔵容器を設ける場所及び防護区画の出入口等の見やすい箇所に設けられていること。</u>	「新設」	[新 設]		「新設」	<u>〔新設〕</u>	
		表 示			<u>a 日本産業規格 A8312（2021）の図 A.1（一辺の長さが 0.3m 以上のものに限る。）が表示されていること。</u> <u>b 次の事項が表示されていること。</u> <u>(a) 二酸化炭素が人体に危害を及ぼすおそれがあること。</u> <u>(b) 消火剤が放射された場合は、当該場所に立ち入ってはならないこと。ただし、消火剤が排出されたことを確認した場合は、この限りでない。</u>		[新 設]			<u>a 〔新設〕</u> <u>b 〔新設〕</u> <u>(a) 〔新設〕</u> <u>(b) 〔新設〕</u>	
起 動 装 置	手動起動装置	設置場所等	設 置 場 所	目視及びスケール等を用いて確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。	起 動 装 置	手動起動装置	設置場所等	設 置 状 況	目視及びスケール等を用いて確認する。	防護区画の出入口付近等、当該防護区画が見通せ、かつ、火災の際容易に操作でき、操作後速やかに退避できる箇所に設けてあること。
			設 置 位 置		一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。				設 置 位 置		一の防護区画又は防護対象物ごとに設けてあること。
			設 置 高 さ		操作部は、床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の位置に設けてあること。				設 置 高 さ		操作部は、床面からの高さが 0.8m 以上 1.5m 以下の位置に設けてあること。
			設 備 表 示		直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備手動起動装置」等の表示が設けてあること。				設 備 表 示		直近の見やすい箇所に「不活性ガス消火設備手動起動装置」等の表示が設けてあること。
			取 扱 表 示		起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。				取 扱 表 示		起動装置又はその直近に防護区画の名称、取扱方法、保安上の注意事項等が明確に表示されていること。
		機 器	塗 色 等	目視により確認する。	外面は、赤色で、著しい損傷がなく、扉の開閉が確実に行えるものであること。			機 器	塗 色 等	外面は、赤色で、著しい損傷がなく、扉の開閉が確実に行えるものであること。	
			防 護 措 置		扉は、封印されていること。				防 護 措 置	扉は、封印されていること。	
			表 示 灯		電気式のものには、電源表示灯が設けてあること。				表 示 灯	電気式のものには、電源表示灯が設けてあること。	
			ス イ ッ チ		a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること。 c 非常停止用 スイッチが設けられていること（局所放出方式専用のものを除く。）。 d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。				ス イ ッ チ	a 音響警報起動用スイッチが設けられていること。 b 放出起動用スイッチが設けられていること。 c <u>停止</u> スイッチが設けられていること（局所放出方式専用のものを除く。）。 d 起動装置に有機ガラス等による有効な防護措置が施されていること。	

改正後						改正前					
	自動起動装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる箇所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。	自動起動装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。	a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる箇所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所に設けてあること。	
		機 器	自動・手動切替装置	目視により確認する。	電源表示及び自動・手動切替装置が設けられていること。		機 器	自動・手動切替装置	目視により確認する。	電源表示及び自動・手動切替装置が設けられていること。	
			構造等		a 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。 b 自動手動切替表示灯が設けられていること。			構造等		a 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。 b 自動手動切替表示灯が設けられていること。	
			感知器		a 自動火災報知設備試験に準じて判定すること。 b 2以上の感知器回路が設けられていること。			感知器		a 自動火災報知設備試験に準じて判定すること。 b 2以上の感知器回路が設けられていること。	
<u>緊急停止装置</u>				<u>目視により確認する。</u>	<u>全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）にあっては、適正に設けられていること。</u>	<u>〔新設〕</u>				<u>〔新設〕</u>	
警報装置	設 置 位 置		目視により確認する。		防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。	警報装置	設 置 位 置		目視により確認する。		防護区画ごとに警報を有効に報知できるように設けてあること。
	機 器	警 報 方 式		目視により確認する。	全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物（ <u>二酸化炭素を放射する不活性ガス消火設備のうち、自動式の起動装置を設けたものを設置したものを除く。</u> ）を除き、音声によるものであること。		機 器	警 報 方 式		目視により確認する。	全域放出方式のものに設けるものは、常時人のいない防火対象物
		音声再生装置の設置場所			音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。			音声再生装置の設置場所			音声の再生装置は、制御盤等に組み込まれているか又は制御盤等の付近に設けられていること。
		構 造 ・ 性 能			消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。			構 造 ・ 性 能			消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
制御装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。		a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。 c 地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。 <u>d 全域放出方式の不活性ガス消火設備（二酸化炭素を放射するものに限る。）にあっては、設備の構造並びに工事、整備及び点検時においてとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた図書が備えてあること。</u>	制御装置	設 置 場 所 等		目視により確認する。		a 貯蔵容器設置場所、防災センター等容易に点検できる場所に設けてあること。 b 火災等の災害による被害を受けるおそれが少ない箇所であること。 c 地震等により、倒れないよう堅固に設けてあること。 <u>d 〔新設〕</u>
	機 器 等	制 御 盤		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		機 器 等	制 御 盤		目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。
		表示灯・スイッチ類		目視により確認する。	電源を確認する表示灯、復旧スイッチが設けてあること。			表示灯・スイッチ類		目視により確認する。	電源を確認する表示灯、復旧スイッチが設けてあること。
		防 護 措 置		目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護措置が講じてあること。			防 護 措 置		目視により確認する。	多接触継電器には、衝撃、じんあい等から保護するための適切な防護措置が講じてあること。
		遅 延 装 置			二酸化炭素を放射する全域放出方式のものにあっては、起動装置の作動から消火剤の放出までの時間が20秒以上となる遅延装置が設けられていること。			遅 延 装 置			二酸化炭素を放射する全域放出方式のものにあっては、起動装置の作動から消火剤の放出までの時間が20秒以上となる遅延装置が設けられていること。

改正後					改正前				
配管・バルブ類		自動・手動切替装置		a 自動手動切替表示灯が設けられていること。 b 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。	配管・バルブ類		自動・手動切替装置		a 自動手動切替表示灯が設けられていること。 b 自動・手動の切替えは、かぎ等によらなければ操作できない構造であること。
	設置状況		目視により確認する。	変形、損傷、つぶれ等がなく接続が確実であること。		設置状況		目視により確認する。	変形、損傷、つぶれ等がなく接続が確実であること。
	配管経路		目視により確認する。	集合管、分岐管等の管及びバルブ類の配管経路は、適正であること。		配管経路		目視により確認する。	集合管、分岐管等の管及びバルブ類の配管経路は、適正であること。
	操作管・逆止弁		目視により確認する。	逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。		操作管・逆止弁		目視により確認する。	逆止弁の取付位置、方向及び操作管の接続経路が適正であること。
	閉止弁 (二酸化炭素を放射するものに限る。)	設置場所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所であること。		閉止弁 (二酸化炭素を放射するものに限る。)	設置場所	目視により確認する。	防護区画以外の適正な場所であること。
		表示		閉止弁又はその直近に閉止弁である旨及び常時開、点検時閉の表示が適正に設けてあること。			表示		閉止弁又はその直近に閉止弁である旨及び常時開、点検時閉の表示が適正に設けてあること。
		配管・配線接続部		確実に接続されていること。			配管・配線接続部		確実に接続されていること。
	機器構造		機器構造	<u>a 全域放出方式のもの</u> 消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。 <u>b 全域放出方式以外のもの</u> (a) <u>直接</u> 操作又は遠隔操作により、開放又は閉止できること。 (b) 遠隔操作のできるものは、 <u>直接</u> 操作によっても操作できること。 (c) 開放及び閉止の旨の信号を外部に発するスイッチ等が設けられていること。		機器構造	<u>a [新設]</u> <u>b [新設]</u> <u>a 手動</u> 操作又は遠隔操作により、開放又は閉止できること。 <u>b</u> 遠隔操作のできるものは、 <u>手動</u> 操作によっても操作できること。 <u>c</u> 開放及び閉止の旨の信号を外部に発するスイッチ等が設けられていること。		

改正後				改正前					
	構 造 ・ 材 質	目視により確認する。	a 鋼管にあつては、J I S G3454 の S T P G370 又はこれと同等以上の強度を有するもので亜鉛メッキ等で防食処理をしたもので次のとおりとすること。 (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、呼び厚さでスケジュール 80 以上 ② 低压式は、呼び厚さでスケジュール 40 以上 (b) 窒素、 I G55 及び I G541 を放射するもの ① 呼び厚さでスケジュール 80 以上。ただし、圧力調整装置の二次側配管は、40℃における最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等で防食処理をしたもの)を用いることができる。 ② 配管に選択弁等を設ける場合は、貯蔵容器から選択弁までの間に 40℃における内部圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等による防食処理を施したものに限る。)を用いることができる。 b 鋼管にあつては、J I S H3300 のタフピッチ銅、又はこれと同等以上の強度を有するもので次のとおりとすること。 (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、16. 5MPa 以上の圧力に耐えるもの ② 低压式は、3. 75MPa 以上の圧力に耐えるもの (b) 窒素、 I G55 及び I G541 を放射するもの ① 16. 5MPa 以上。ただし、圧力調整装置の二次側配管は 40℃における最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管とすることができる。 ② 配管に選択弁等を設ける場合は、選択弁までの部分には、40℃における内部圧力に耐える強度を有する鋼管とすることができる。 c 管継手にあつては次のとおりとし、適切な防食処理を施したもの (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、16. 5MPa 以上の圧力に耐えるもの ② 低压式は、3. 75MPa 以上の圧力に耐えるもの (b) 窒素、 I G55 及び I G541 を放射するもの 前 b(b) の例によること。 d 落差は 50m 以下であること。	構 造 ・ 材 質	目視により確認する。	a 鋼管にあつては、J I S G3454 の S T P G370 又はこれと同等以上の強度を有するもので亜鉛メッキ等で防食処理をしたもので次のとおりとすること。 (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、呼び厚さでスケジュール 80 以上 ② 低压式は、呼び厚さでスケジュール 40 以上 (b) 窒素、 I G55 及び I G541 を放射するもの ① 呼び厚さでスケジュール 80 以上。ただし、圧力調整装置の二次側配管は、40℃における最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等で防食処理をしたもの)を用いることができる。 ② 配管に選択弁等を設ける場合は、貯蔵容器から選択弁までの間に 40℃における内部圧力に耐える強度を有する鋼管(亜鉛メッキ等による防食処理を施したものに限る。)を用いることができる。 b 鋼管にあつては、J I S H3300 のタフピッチ銅、又はこれと同等以上の強度を有するもので次のとおりとすること。 (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、16. 5MPa 以上の圧力に耐えるもの ② 低压式は、3. 75MPa 以上の圧力に耐えるもの (b) 窒素、 I G55 及び I G541 を放射するもの ① 16. 5MPa 以上。ただし、圧力調整装置の二次側配管は 40℃における最高調整圧力に耐える強度を有する鋼管とすることができる。 ② 配管に選択弁等を設ける場合は、選択弁までの部分には、40℃における内部圧力に耐える強度を有する鋼管とすることができる。 c 管継手にあつては次のとおりとし、適切な防食処理を施したもの (a) 二酸化炭素を放射するもの ① 高压式は、16. 5MPa 以上の圧力に耐えるもの ② 低压式は、3. 75MPa 以上の圧力に耐えるもの (b) 窒素、 I G55 及び I G541 を放射するもの 前 b(b) の例によること。 d 落差は 50m 以下であること。			
	口 径 使 用 数 等		目視により確認する。			管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりであること。	口 径 使 用 数 等	目視により確認する。	管、管継手及びバルブ類の口径、使用個数等は、設計どおりであること。
	安 全 装 置 等		目視により確認する。			選択弁、閉止弁等を設けるものにあつては、貯蔵容器から選択弁、閉止弁等までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。	安 全 装 置 等	目視により確認する。	選択弁、閉止弁等を設けるものにあつては、貯蔵容器から選択弁、閉止弁等までの配管の間に、安全装置等が設けられていること。
噴射ヘッド	設 置 位 置	目視により確認する。	有効に消火できるように設けてあること。	噴射ヘッド	設 置 位 置	有効に消火できるように設けてあること。			
	構 造 ・ 性 能		消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		構 造 ・ 性 能	目視により確認する。	消防庁長官が定める基準に適合していること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		
防護区画等	防 護 区 画	目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。	防護区画等	防 護 区 画	目視により確認する。	防護区画又は防護空間の規模、位置等は、適正であること。		

改正後				改正前			
	開口部の自動閉鎖措置		目視により確認する。	a 二酸化炭素を放射するものにあつては、床面からの高さが階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。 b 窒素、 I G 55 及び I G 541 を放射するものにあつては、開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。		a 二酸化炭素を放射するものにあつては、床面からの高さが階高の 3 分の 2 以下の位置にある開口部で放射した消火剤の流出により消火効果を減ずるおそれのあるもの又は保安上危険がある開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。 b 窒素、 I G 55 及び I G 541 を放射するものにあつては、開口部には自動閉鎖装置が設けてあること。	
	消火剤を付加する開口部面積（二酸化炭素を放射するものに限る。）		目視により確認する。	開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。		開口部で消火剤の付加量を必要とする部分の開口面積は、所定の面積以下であること。	
	消火剤流出防止措置		目視により確認する。	扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。		扉等は、放出された消火剤が防護区画外に著しく流出するおそれのない構造であること。	
	開口部の位置（二酸化炭素を放射するものに限る。）		目視により確認する。	開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の場所に面して設けてないこと。		開口部は、階段室、非常用エレベーターの乗降ロビー等の場所に面して設けてないこと。	
	消火剤排出措置		目視により確認する。	放出した消火剤及び燃焼ガスを安全な場所へ排出するための措置がなされていること。		放出した消火剤及び燃焼ガスを安全な場所へ排出するための措置がなされていること。	
	圧力上昇防止措置		目視により確認する。	窒素、 I G 55 又は I G 541 を放射する全域放出方式の設備には当該区画の内圧力の上昇を防止するための措置がなされていること。		窒素、 I G 55 又は I G 541 を放射する全域放出方式の設備には当該区画の内圧力の上昇を防止するための措置がなされていること。	
	防護区画に隣接する部分の保安措置（二酸化炭素を放射するものに限る。）	消火剤等排出措置	目視及び着工届等により確認する。	a 設定範囲が、適正であること。 b 流入した消火剤を安全な場所へ排出するための措置がなされていること。		目視及び着工届等により確認する。	a 設定範囲が、適正であること。 b 流入した消火剤を安全な場所へ排出するための措置がなされていること。
放出表示灯		設置場所が適正であり、文字の不鮮明な部分がないこと。		設置場所が適正であり、文字の不鮮明な部分がないこと。			
警報装置		設置場所が適正であり、確実に取り付けてあること。		設置場所が適正であり、確実に取り付けてあること。			
電源	常用電源		目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。		a 専用の回路となっていること。 b 電源の容量が適正であること。	
	非常電源の種類		目視により確認する。	自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。		自家発電設備、蓄電池設備又は燃料電池設備であること。	
ノズル・ホース等	設置位置		目視により確認する。	ホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。		ホース接続口までの水平距離が 15m 以下となるように設けてあること。	
	構造・性能			ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。		ホース、ノズル、ノズル開閉弁及びホースリールは、消防庁長官が定める基準に適合したものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
	表示灯・標識			a 設置位置が、適正であること。 b 赤色の灯火及び移動式の不活性ガス消火設備である旨を表示した標識が、適正に設けられていること。		a 設置位置が、適正であること。 b 赤色の灯火及び移動式の不活性ガス消火設備である旨を表示した標識が、適正に設けられていること。	
耐震措置		目視により確認する。	貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源には、地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。		貯蔵容器等、加圧ガス容器、配管及び非常電源には、地震動により、変形、損傷等が生じないように措置されていること。		
イ 機能試験				イ 機能試験			

改正後					改正前					
試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準		試 験 項 目		試 験 方 法	合 否 の 判 定 基 準		
作 動 試 験	制御装置試験	<u>AND回路制御機能作動状況（二酸化炭素を放射するものに限る。）</u>	容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあっては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。 この場合、自動起動装置を有するものにあっては、自動及び手動に切り替えて試験すること。 （遅延時間の作動時限は、手動式起動装置の点検方法により行い、放出用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を測定する。）		二以上の火災信号により起動すること。		制御装置試験	<u>[新設]</u>	容器弁開放装置を起動用ガス容器から取り外し、手動起動装置若しくは制御盤を操作し、又は自動起動装置にあっては感知器等を作動させ、これらの作動状況を確認する。 この場合、自動起動装置を有するものにあっては、自動及び手動に切り替えて試験すること。 （遅延時間の作動時限は、手動式起動装置の点検方法により行い、放出用押ボタン操作後、容器弁開放装置の作動までの時間を測定する。）	
		遅 延 時 間	二酸化炭素を消火剤とするものにあつては、作動時限は 20 秒以上で、その他の消火剤を用いるものにあつては、防護区画を構成するのに必要な最少限の時間で、設計時の設定値の範囲内であること。 注:装置を作動させるときは、必ず、容器弁開放装置を取り外して行うこと。		遅 延 時 間	二酸化炭素を消火剤とするものにあつては、作動時限は 20 秒以上で、その他の消火剤を用いるものにあつては、防護区画を構成するのに必要な最少限の時間で、設計時の設定値の範囲内であること。 注:装置を作動させるときは、必ず、容器弁開放装置を取り外して行うこと。				
		<u>緊急停止装置</u> 作動状況	遅延装置の設定時間内に非常__ <u>停止用</u> スイッチを操作した場合、 <u>緊急停止装置が作動し</u> 、容器弁又は放出弁が開放しないこと。		<u>非常停止機能</u> 作動状況	遅延装置の設定時間内に非常 <u>用</u> 停止__スイッチを操作した場合____、容器弁又は放出弁が開放しないこと。				
		音響警報先行作動状況	放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置を作動操作した後でなければ操作できないものであること。		音響警報先行作動状況	放出用スイッチ、引き栓等は、音響警報装置を作動操作した後でなければ操作できないものであること。				
		自動・手動切替作動状況	切替スイッチは、専用のものであり、切替は、カギ等により確実に行えるものであること。		自動・手動切替作動状況	切替スイッチは、専用のものであり、切替は、カギ等により確実に行えるものであること。				
		※異常信号試験	短 絡 試 験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の入出力端子において試験用電源を用いて次の試験をすること。 1) 放出起動信号線と電源線を短絡させ、作動状況を確認する。 2) 放出起動信号線と表示灯用信号線を短絡させ、作動状況を確認する。	a 放出起動回路が作動しないこと。 b 起動回路短絡又は起動回路異常の旨を表示し、かつ、音響警報器が作動すること。	※異常信号試験		短 絡 試 験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の入出力端子において試験用電源を用いて次の試験をすること。 1) 放出起動信号線と電源線を短絡させ、作動状況を確認する。 2) 放出起動信号線と表示灯用信号線を短絡させ、作動状況を確認する。	a 放出起動回路が作動しないこと。 b 起動回路短絡又は起動回路異常の旨を表示し、かつ、音響警報器が作動すること。
			地 絡 試 験	各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の音響警報起動信号線、放出起動信号線、放出停止信号線、電源線及び容器弁又は放出弁開放装置起動用信号線を 1 線ごとに地絡させ、作動状況を確認する。ただし、接地している電源線は除く。	起動回路地絡の旨の表示又は起動回路異常の旨の表示をし、かつ、音響警報器が作動すること。	地 絡 試 験		各系統ごとに貯蔵容器回りの導管を離脱し、制御盤又は操作箱の音響警報起動信号線、放出起動信号線、放出停止信号線、電源線及び容器弁又は放出弁開放装置起動用信号線を 1 線ごとに地絡させ、作動状況を確認する。ただし、接地している電源線は除く。	起動回路地絡の旨の表示又は起動回路異常の旨の表示をし、かつ、音響警報器が作動すること。	
	音 響 警 報 装置試験	起動装置による作動状況	手動起動装置によるものにあつては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。		手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。	音響警報装置試験	起動装置による作動状況	手動起動装置によるものにあつては、手動起動装置を操作することにより作動状況を確認する。		手動又は自動による起動装置の操作又は作動により自動的に警報を発すること。
		警 報 鳴 動 状 況	自動起動装置によるものにあつては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に		警報は、手動起動装置若しくは制御盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。		警 報 鳴 動 状 況	自動起動装置によるものにあつては、自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に		警報は、手動起動装置若しくは制御盤の非常停止装置又は復旧スイッチを操作しない限り一定時間鳴動を継続すること。
		音 量	音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。		音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。		音 量	音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。		音量は、防護区画内のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。

改正後					改正前				
		音 声 警 報 装 置 作 動 状 況	準じた試験方法により作動状況を 確認する。	注 意 音 を 鳴 動 さ せ た 後 に 音 声 に よ る 警 報 が 行 える も の で あ る こ と 。			音 声 警 報 装 置 作 動 状 況	準じた試験方法により作動状況を 確認する。	注 意 音 を 鳴 動 さ せ た 後 に 音 声 に よ る 警 報 が 行 える も の で あ る こ と 。
		自 動 警 報 作 動 状 況		手 動 起 動 装 置 の 非 常 停 止 <u>用</u> ス イ ッ チ 又 は 制 御 盤 等 の 復 旧 ス イ ッ チ が 操 作 さ れ て い た 場 合 で あ っ て も 、 火 災 報 知 設 備 の 感 知 器 が 作 動 し た 場 合 は 、 自 動 的 に 警 報 を 発 する も の で あ る こ と 。			自 動 警 報 作 動 状 況		手 動 起 動 装 置 の 非 常 停 止 <u> </u> ス イ ッ チ 又 は 制 御 盤 等 の 復 旧 ス イ ッ チ が 操 作 さ れ て い た 場 合 で あ っ て も 、 火 災 報 知 設 備 の 感 知 器 が 作 動 し た 場 合 は 、 自 動 的 に 警 報 を 発 する も の で あ る こ と 。
	容 器 弁 開 放 装 置 作 動 試 験		起 動 用 ガ ス 容 器 弁 開 放 装 置 を 起 動 用 ガ ス 容 器 か ら 取 り 外 し、手 動 起 動 装 置 若 し く は 制 御 盤 を 操 作 し、又 は 自 動 起 動 装 置 に あ っ て は 感 知 器 等 を 作 動 さ せ、こ れ ら の 作 動 状 況 を 確 認 す る。こ の 場 合、自 動 起 動 装 置 を 有 す る も の に あ っ て は、自 動 及 び 手 動 に 切 り 替 え て 試 験 す る こ と 。	破 開 針 等 は、変 形、損 傷 等 が な く 確 実 に 作 動 す る こ と 。		容 器 弁 開 放 装 置 作 動 試 験		起 動 用 ガ ス 容 器 弁 開 放 装 置 を 起 動 用 ガ ス 容 器 か ら 取 り 外 し、手 動 起 動 装 置 若 し く は 制 御 盤 を 操 作 し、又 は 自 動 起 動 装 置 に あ っ て は 感 知 器 等 を 作 動 さ せ、こ れ ら の 作 動 状 況 を 確 認 す る。こ の 場 合、自 動 起 動 装 置 を 有 す る も の に あ っ て は、自 動 及 び 手 動 に 切 り 替 え て 試 験 す る こ と 。	破 開 針 等 は、変 形、損 傷 等 が な く 確 実 に 作 動 す る こ と 。
	選 択 弁 作 動 試 験		各 系 統 ご と に 貯 蔵 容 器 回 り の 導 管 を 離 脱 し、電 気 式 の も の に あ っ て は 起 動 装 置 を 操 作 す る こ と に よ り、ガ ス 圧 式 の も の に あ っ て は 試 験 用 の ガ ス を 用 い て、そ れ ぞ れ 作 動 状 況 を 確 認 す る。	自 動 及 び 手 動 に よ る 作 動 が 確 実 で あ る こ と 。		選 択 弁 作 動 試 験		各 系 統 ご と に 貯 蔵 容 器 回 り の 導 管 を 離 脱 し、電 気 式 の も の に あ っ て は 起 動 装 置 を 操 作 す る こ と に よ り、ガ ス 圧 式 の も の に あ っ て は 試 験 用 の ガ ス を 用 い て、そ れ ぞ れ 作 動 状 況 を 確 認 す る。	自 動 及 び 手 動 に よ る 作 動 が 確 実 で あ る こ と 。
	閉 止 弁 作 動 試 験 (二 酸 化 炭 素 を 放 射 す る も の に 限 る)		閉 止 弁 を <u>直 接</u> 操 作 で 閉 止 し、作 動 状 況 を 確 認 す る。ま た、遠 隔 操 作 の 閉 止 弁 に あ っ て は、遠 隔 操 作 で 閉 止 し、作 動 状 況 を 確 認 す る。	制 御 盤 及 び 手 動 起 動 装 置 (操 作 箱) に 閉 止 の 旨 の 点 滅 又 は 点 灯 の 表 示 が さ れ る こ と。な お、 表 示 が 点 灯 の 場 合 は、音 響 警 報 器 が 作 動 す る こ と 。		閉 止 弁 作 動 試 験 (二 酸 化 炭 素 を 放 射 す る も の に 限 る。)		閉 止 弁 を <u>手 動</u> 操 作 で 閉 止 し、作 動 状 況 を 確 認 す る。ま た、遠 隔 操 作 の 閉 止 弁 に あ っ て は、遠 隔 操 作 で 閉 止 し、作 動 状 況 を 確 認 す る。	制 御 盤 及 び 手 動 起 動 装 置 (操 作 箱) に 閉 止 の 旨 の 点 滅 又 は 点 灯 の 表 示 が さ れ る こ と。な お、 表 示 が 点 灯 の 場 合 は、音 響 警 報 器 が 作 動 す る こ と 。
	消 火 剤 排 出 試 験		当 該 排 出 装 置 の 起 動 操 作 を す る。	排 出 装 置 が 正 常 に 作 動 す る こ と 。		消 火 剤 排 出 試 験		当 該 排 出 装 置 の 起 動 操 作 を す る。	排 出 装 置 が 正 常 に 作 動 す る こ と 。
	附 属 装 置 連 動 試 験	作 動 状 況	電 気 式 の も の に あ っ て は 起 動 装 置 を 操 作 す る こ と に よ り、ガ ス 圧 式 の も の に あ っ て は 試 験 用 の ガ ス を 用 い て そ れ ぞ れ 換 気 装 置 等 の 停 止、防 火 シャ ッ タ ー・防 火 ダ ン パ ー 等 の 自 動 閉 鎖 機 構 の 作 動 状 況 を 確 認 す る。	設 定 時 間 内 に 確 実 に 作 動 す る こ と 。		附 属 装 置 連 動 試 験	作 動 状 況	電 気 式 の も の に あ っ て は 起 動 装 置 を 操 作 す る こ と に よ り、ガ ス 圧 式 の も の に あ っ て は 試 験 用 の ガ ス を 用 い て そ れ ぞ れ 換 気 装 置 等 の 停 止、防 火 シャ ッ タ ー・防 火 ダ ン パ ー 等 の 自 動 閉 鎖 機 構 の 作 動 状 況 を 確 認 す る。	設 定 時 間 内 に 確 実 に 作 動 す る こ と 。
		復 旧 操 作 状 況		防 護 区 画 外 か ら 復 旧 操 作 が 容 易 に 行 える こ と 。			復 旧 操 作 状 況		防 護 区 画 外 か ら 復 旧 操 作 が 容 易 に 行 える こ と 。
	放 出 表 示 灯 試 験		圧 力 ス イ ッ チ 等 を 作 動 さ せ る こ と 等 に よ り 当 該 区 画 の 表 示 灯 の 点 灯 状 況 を 確 認 す る。	防 護 区 画 の 出 入 口 等 に 設 け ら れ た 放 出 表 示 灯 が 確 実 に 点 灯 又 は 点 滅 す る こ と 。		放 出 表 示 灯 試 験		圧 力 ス イ ッ チ 等 を 作 動 さ せ る こ と 等 に よ り 当 該 区 画 の 表 示 灯 の 点 灯 状 況 を 確 認 す る。	防 護 区 画 の 出 入 口 等 に 設 け ら れ た 放 出 表 示 灯 が 確 実 に 点 灯 又 は 点 滅 す る こ と 。
	防 護 区 画 に 隣 接 す る 部 分 の 保 安 措 置 試 験 (二 酸 化 炭 素 を 放 射 す る も の に 限 る。)	消 火 剤 排 出 状 況	(1) 自 然 排 気 の も の に あ っ て は、目 視 に よ り 確 認 す る。 (2) 自 然 排 気 以 外 の も の に あ っ て は、操 作 に よ り 確 認 す る。	自 然 排 気 以 外 の も の は、機 能 が 正 常 で あ る こ と 。		防 護 区 画 に 隣 接 す る 部 分 の 保 安 措 置 試 験 (二 酸 化 炭 素 を 放 射 す る も の に 限 る。)	消 火 剤 排 出 状 況	(1) 自 然 排 気 の も の に あ っ て は、目 視 に よ り 確 認 す る。 (2) 自 然 排 気 以 外 の も の に あ っ て は、操 作 に よ り 確 認 す る。	自 然 排 気 以 外 の も の は、機 能 が 正 常 で あ る こ と 。

改正後					改正前																						
		放出表示灯作動状況	圧力スイッチ等を、手動で作動させるか又は制御盤内の、表示回路の端子を短絡させるなどにより確認する。	正常に点灯すること。			放出表示灯作動状況	圧力スイッチ等を、手動で作動させるか又は制御盤内の、表示回路の端子を短絡させるなどにより確認する。	正常に点灯すること。																		
		警報装置作動状況	感知器又は手動起動装置の警報操作を行い、鳴動確認する。	それぞれの防護区画の警報系統に誤りがなく、音量は、当該部分のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。			警報装置作動状況	感知器又は手動起動装置の警報操作を行い、鳴動確認する。	それぞれの防護区画の警報系統に誤りがなく、音量は、当該部分のすべての場所で明瞭に確認できるものであること。																		
	自動冷凍機試験	始動状況	自動冷凍機の電動機を操作して貯蔵容器に取り付けられている温度計、圧力計等により、自動冷凍機の起動及び停止時の作動状況の確認並びに電流値及び温度又は圧力の測定を行う。	始動及び回転が円滑であること。	自動冷凍機試験		始動状況	自動冷凍機の電動機を操作して貯蔵容器に取り付けられている温度計、圧力計等により、自動冷凍機の起動及び停止時の作動状況の確認並びに電流値及び温度又は圧力の測定を行う。	始動及び回転が円滑であること。																		
		電流		電動機の運転時における電流値は、規定以内であること。			電流		電動機の運転時における電流値は、規定以内であること。																		
		温度・圧力値		電動機の起動及び停止時における温度又は圧力は、規定値以内であること。			温度・圧力値		電動機の起動及び停止時における温度又は圧力は、規定値以内であること。																		
備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成 13 年消防庁告示第 38 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。					備考 ※印の試験は、「不活性ガス消火設備等の制御盤の基準」(平成 13 年消防庁告示第 38 号)に適合しているものとして、総務大臣又は消防庁長官が登録する登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。																						
ウ 総合試験					ウ 総合試験																						
試験項目					試験方法					合否の判定基準																	
総合作動試験	全域放出方式又は局所放出方式	選択弁作動状況・放出系路	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出により通気の状態、各部の状況等を確認する。	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出系路に誤りが無いものであること。	総合作動試験	全域放出方式又は局所放出方式	選択弁作動状況・放出系路	各防護区画において起動装置を操作して試験用ガスの放出により通気の状態、各部の状況等を確認する。	防護区画に合致した選択弁が確実に作動し、噴射ヘッドから放出された試験用のガスにより放出系路に誤りが無いものであること。																		
		通気状況	試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画の消火剤貯蔵量の 10% 相当の量(二酸化炭素を放射するものにあつては消火剤貯蔵量 1kg 当たり又は窒素、I G-55 又は I G-541 を放射するものにあつては消火剤貯蔵量 1m³ 当たりの量を下記の表により算定した量の窒素又は空気とする)以上の量を用いる。ただし、試験用ガス量は設置消火剤貯蔵容器 5 本を超えないこととすることができる。また、設置消火剤貯蔵容器を用いて試験を行う場合は、5 本を超えないこと。ただし、自動閉鎖装置がガス圧式の場合は、個々に確認することができる。	試験用のガスの放出により通気が確実にあること。			通気状況	試験用ガスの放射量は試験を行う防護区画の消火剤貯蔵量の 10% 相当の量(二酸化炭素を放射するものにあつては消火剤貯蔵量 1kg 当たり又は窒素、I G-55 又は I G-541 を放射するものにあつては消火剤貯蔵量 1m³ 当たりの量を下記の表により算定した量の窒素又は空気とする)以上の量を用いる。ただし、試験用ガス量は設置消火剤貯蔵容器 5 本を超えないこととすることができる。また、設置消火剤貯蔵容器を用いて試験を行う場合は、5 本を超えないこと。ただし、自動閉鎖装置がガス圧式の場合は、個々に確認することができる。	試験用のガスの放出により通気が確実にあること。																		
		気密状況		集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。			気密状況		集合管、導管等の各配管部及びバルブ類からの洩れがないこと。																		
		区画別貯蔵容器開放数		貯蔵容器の個数を選択して消火剤を放出するものにあつては、規定の数の貯蔵容器の開放装置が作動すること。			区画別貯蔵容器開放数		貯蔵容器の個数を選択して消火剤を放出するものにあつては、規定の数の貯蔵容器の開放装置が作動すること。																		
		音響警報装置作動状況		音響警報装置の鳴動が確実にあること。			音響警報装置作動状況		音響警報装置の鳴動が確実にあること。																		
		放出表示灯点灯状況		当該区画における放出表示灯が点灯又は点滅すること。			放出表示灯点灯状況		当該区画における放出表示灯が点灯又は点滅すること。																		
		附属装置__作動状況		附属装置 <u>の作動</u> (自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等 <u>)</u> が確実にあること。			附属装置 <u>等</u> 作動状況		附属装置、自動閉鎖装置の作動、換気装置の停止等が確実にあること。																		
				<table><tr><td>二酸化炭素</td><td>55ℓ</td><td>窒素</td><td>100ℓ</td></tr><tr><td>IG-55</td><td>100ℓ</td><td>IG-541</td><td>100ℓ</td></tr></table>	二酸化炭素	55ℓ	窒素	100ℓ	IG-55	100ℓ	IG-541	100ℓ				<table><tr><td>二酸化炭素</td><td>55ℓ</td><td>窒素</td><td>100ℓ</td></tr><tr><td>IG-55</td><td>100ℓ</td><td>IG-541</td><td>100ℓ</td></tr></table>	二酸化炭素	55ℓ	窒素	100ℓ	IG-55	100ℓ	IG-541	100ℓ			
	二酸化炭素	55ℓ	窒素	100ℓ																							
	IG-55	100ℓ	IG-541	100ℓ																							
二酸化炭素	55ℓ	窒素	100ℓ																								
IG-55	100ℓ	IG-541	100ℓ																								
移動式	移動式作動状況	放射は、試験用ガス(窒素又は空気)を用いて行うものとし、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器 1 本を用いて行う。設置消火剤貯蔵容器を用いて試験を行う場合は、ユニット 5 個以内ごとに 1 本を用いて行うこと。	ホース及びホース接続部から試験用ガスの洩れがないこと。	移動式	移動式作動状況	放射は、試験用ガス(窒素又は空気)を用いて行うものとし、ユニット 5 個以内ごとに任意のユニットで、貯蔵容器と同一仕様の試験用ガス容器 1 本を用いて行う。設置消火剤貯蔵容器を用いて試験を行う場合は、ユニット 5 個以内ごとに 1 本を用いて行うこと。	ホース及びホース接続部から試験用ガスの洩れがないこと。																				